して行われる新消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡に係る同条第二項に規定する対価の額のうち当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額に四を乗じて得た金額が五十億円を超える場合には、令和十年四月一日前においても、当該プラットフォーム事業者を、同項の規定の例により、同項の指定をするものとする。この場合において、当該指定は、同日において同項の規定により行われたものとみなし、そのみなされる指定は、同項後段の規定にかかわらず、同日に、その効力を生ずる。

3　前項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けるべき者は、令和九年六月三十日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

4　国税庁長官は、第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を行った場合又は次項の規定による同条第六項前段の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第四項及び第六項後段の規定の例により、同条第四項の規定による通知及び公表並びに同条第六項後段の規定による公表をするものとする。

5　第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者は、前項の規定による同条第四項の通知を受けた場合又は前項の規定により同条第四項の規定による公表をされた事項に変更があった場合には、令和十年四月一日前においても、同条第五項及び第六項前段の規定の例により、同条第五項の通知及び同条第六項前段の届出書の提出をしなければならない。

（特定少額資産販売事業者の登録等に関する経過措置）

第二十一条　新消費税法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする事業者は、令和十年四月一日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

2　前項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、令和十年四月一日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3　税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4　第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者を除く。）の登録開始日（新消費税法第五十七条の七第一項の登録がされた日と令和十年四月一日とのいずれか遅い日をいう。以下この項において同じ。）を含む課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があったことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第四条の規定による改正後の国際観光旅客税法（次項において「新国際観光旅客税法」という。）第十五条の規定は、令和八年七月一日以後に締結される運送契約及び同日前に締結された運送契約（同日前に本邦からの出国の日を定めたものを除く。）に基づく国際観光旅客等（国際観光旅客税法第二条第一項第三号に規定する国際観光旅客等をいう。以下この項において同じ。）の当該出国に係る国際観光旅客税について適用し、同月一日前に締結された運送契約（同日前に本邦からの出国の日を定めたものに限る。）に基づく同月一日以後の国際観光旅客等の当該出国に係る国際観光旅客税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされているときは、同項の規定にかかわらず、当該国際観光旅客税については、新国際観光旅客税法第十五条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　令和九年十月一日前に第五条の規定による改正前の国税通則法（以下この条及び附則第七十一条において「旧国税通則法」という。）第十一章第一節の規定により記録命令付差押え（旧国税通則法第百三十二条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧国税通則法第百三十二条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第三条（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債をいう。附則第三十八条において同じ。）の利子について適用する。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第九条の四の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条（第七項を除く。）の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十条第七項の規定は、個人の令和九年分以後において生ずる同条第八項第七号に規定する控除しきれない金額について適用する。

3　個人の令和八年分以前の第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条第七項に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画